

## 議題 2

### 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について

- 1 市長等の給与の特例に関する条例の制定議案に対しての意見の申出について（代決報告第9号）
- 2 平成27年度6月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第10号）

市長等の給与の特例に関する条例の制定議案に対しての意見の申出について

下記の条例の制定議案について、平成27年5月28日教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

## 記

### 1 件名

市長等の給与の特例に関する条例

### 2 制定の理由

本市における行政改革を推進する一環として市長等の給料を減額する必要がある。

### 3 条例の内容

市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員等に支給する平成27年7月分から平成31年3月分までの給料の額は、特別職の職員の給与に関する条例に定めるそれぞれの給料月額から、同給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

（別紙「市長等の給与の特例に関する条例の制定について」のとおり。）

### 4 施行期日等

#### (1) 施行期日等

この条例は、平成27年7月1日から施行し、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

#### (2) 旧教育長への適用

この条例の施行の際に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の規定により同法に規定する旧教育長が在職する場合においては、当該旧教育長についても、3を読み替えて適用する。

第 7 4 号議案

平成 2 7 年 6 月 1 5 日提出

市長等の給与の特例に関する条例の制定について  
市長等の給与の特例に関する条例を次のように定める。

広島市長 松 井 一 實

市長等の給与の特例に関する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年 3 月 3 0 日広島市条例第 6 1 号）第 2 条第 1 号に規定する市長等に支給する平成 2 7 年 7 月分から平成 3 1 年 3 月分までの給料の額は、同条例の規定にかかわらず、同条例別表に定めるそれぞれの給料月額から、同給料月額に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 2 7 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 6 号）附則第 2 条第 1 項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合には、本則の規定は、当該旧教育長についても適用する。この場合において、本則中「特別職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年 3 月 3 0 日広島市条例第 6 1 号）第 2 条第 1 号に規定する市長等」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 6 年法律第 7 6

号) 附則第 2 条第 1 項に規定する旧教育長」と、「平成 31 年 3 月分」とあるのは「平成 29 年 3 月分」と、「同条例の」とあるのは「広島市教育委員会委員定数条例等の一部を改正する条例（平成 27 年広島市条例第 27 号）附則第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第 4 条の規定による改正前の広島市教育長の給与等に関する条例（昭和 28 年広島市条例第 18 号）の」と、「同条例別表に定めるそれぞれの」とあるのは「同条例第 3 条に定める」とする。

3 この条例は、平成 31 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

代決報告第10号

平成27年6月10日提出

平成27年度6月補正予算議案に対する意見の申出について

別紙の平成27年度6月補正予算議案について、平成27年5月28日教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

(教育委員会)

事業名	事業費	説明
<p>① 小学校跡施設を活用した中山間地域の活性化</p>	<p>312万1千円</p> <p>財源内訳</p> <p>〔 財産運用収入 3万円 〕</p> <p>〔 一般財源 309万1千円 〕</p>	<p>おがうち 安佐北区小河内地区において、小河内小学校跡施設を拠点とし、地域おこし協力隊を活用した地域づくりを進めることにより、地域の活性化に取り組む。</p> <p>地域おこし協力隊の募集 33万円</p> <p>配置人員 1人</p> <p>任用期間 27年10月～28年3月 (最長3年を限度に再任用可)</p> <p>地域おこし協力隊の活動 279万1千円</p> <p>活動内容 ①地域住民の拠点施設活用方策の策定に対する支援 ②地域住民と連携した地域活性化事業の取組 ③拠点施設で開催するイベントの情報発信</p>

事業名	事業費	説明
<p>子どもの居場所の確保</p>	<p>2億1,669万8千円</p> <p>財源内訳</p> <p>〔国庫補助金 3,213万9千円〕</p> <p>〔県補助金 3,213万9千円〕</p> <p>〔一般財源 1億5,242万円〕</p>	<p>放課後児童クラブの増設 1億5,504万2千円</p> <p>待機児童が生じている学区においてクラスの増設を行う。</p> <p>余裕教室利用による増設 3,270万8千円</p> <p>開設時期 27年9月</p> <p>(対象学区) 福木、戸坂城山、安北、口田東、口田、石内</p> <p>プレハブ設置による増設 1億2,233万4千円</p> <p>開設時期 27年12月</p> <p>(対象学区) 大州、宇品東、三篠、井口、井口明神、伴南、落合東、矢野、五日市中央、五日市東</p> <p>民間放課後児童クラブ運営費等補助 6,165万6千円</p> <p>待機児童が生じている学区のうち、学校施設の活用等によるクラスの増設が困難な学区において、民間事業者にクラブ運営費等の補助を行う。</p> <p>開設時期 28年1月</p> <p>(対象学区) 広瀬、牛田、比治山、南観音、庚午、大町、深川、五日市</p>

事業名	事業費	説明
<p>⑨ 外国人学校文化・スポーツ等交流事業補助</p>	<p>60万円</p> <p>財源内訳</p> <p>〔一般財源 60万円〕</p>	<p>外国人学校の児童生徒の社会参加を促進するとともに、市立学校における国際理解教育を推進するため、外国人学校に対し、市立学校や地域住民との文化・スポーツ等を通じた交流事業に要する経費の一部を補助する。</p> <p>対象団体 学校法人広島国際学園（広島インターナショナルスクール）、学校法人広島朝鮮学園（広島朝鮮初中高級学校）</p> <p>補助率 1/2</p> <p>限度額 30万円</p>
<p>五日市北地区学校給食センター用地取得</p>	<p>2億2,900万円</p> <p>財源内訳</p> <p>〔市債 1億7,160万円〕</p> <p>〔一般財源 5,740万円〕</p>	<p>五日市北地区学校給食センターに係る賃貸借契約に基づき、地権者から土地買取請求があったことから、当該土地を買い取る。</p> <p>場所 佐伯区利松三丁目</p> <p>取得面積 3,933㎡</p>



事業名	事業費	説明												
給与の減額	<p>△224万4千円</p> <p>財源内訳</p> <p>〔一般財源 △224万4千円〕</p>	<p>本市における行政改革を推進する一環として、市長等の給与を減額する。</p> <p>減額の内容 給料月額5%</p> <p>実施期間 27年7月1日から 実施期間 31年3月31日まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>削減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>△589千円</td> </tr> <tr> <td>副市長(2名分)</td> <td>△945千円</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>△355千円</td> </tr> <tr> <td>代表監査委員</td> <td>△355千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>△224万4千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	削減額	市長	△589千円	副市長(2名分)	△945千円	教育長	△355千円	代表監査委員	△355千円	合計	△224万4千円
区分	削減額													
市長	△589千円													
副市長(2名分)	△945千円													
教育長	△355千円													
代表監査委員	△355千円													
合計	△224万4千円													

【参考】

平成27年度一般会計予算 教育費予算規模

当初予算額	6月補正予算額	6月補正後予算額
494億6,219万7千円	4億4,906万4千円	499億1,126万1千円